

結論

以上の實驗成績によつて冬季から早春にかけての桑條水分の變化と地温との關係をグラフに表せば上圖の如く、之によつて桑の根が吸水作用を起し枝條中の含水量を増加する時期が地温幾度の時であるかを明瞭に知る事が出来る。

即ち魯桑も鼠返も 3 月 25 日を起點として急激に水分の増加を示して居り、其時の地温(地下30釐)が丁度 5°C 位であるから、先づ地温が 5°C 以上となれば根の吸水作用を起し樹液の流動を開始するものと認めてよからう。

又芽の萌動狀況は魯桑及び鼠返共 4 月 16 日には既に芽の長幅を著しく増大せるを以て、其頃の地温の狀態から推して約 10°C 内外の地温が數日間繼續する時に於て萌動し始めるものと考えべきであらう。(昭和五年五月一日受理)

兵庫縣の繭取引

確水茂

1. 蠶絲業一般

兵庫縣の繭取引を理解するため豫備的行爲として、同縣の蠶絲業一般に目を通して置くことは大切

であらう。

この意味に於て次に兵庫縣蠶絲業の概略を説明する。

兵庫縣は産繭總額より見れば、全國の中位にあるが、その歴史は可成り古いといはれてゐる。今兵庫縣に於ける最近數ヶ年間の蠶絲業状態を示せば次の如くである。

	養蠶家戸數	收繭額	桑園反別	生絲生産額
昭和三年	43,571 ^戸	1,499,883 ^円	10,264.6 ^反	231,376 ^円
同 二 年	39,480	1,323,142	10,103.0	233,024
同 元 年	39,001	1,261,195	9,997.7	216,529
大正十四年	36,124	1,232,631	9,549.0	193,40
同 十 三 年	36,025	1,085,142	9,304.8	175,613

前表によつて考察すれば、同縣の蠶絲業は年毎に發達してゐることが知られる。殊に最近の養蠶家戸數の激増、産繭額の激増は農家經濟の立場より大いに注目に値する。

養蠶業郡市別狀況 (昭和三年)

郡 市	飼 育 戸 數			收 繭 額			
	春 蠶	夏 秋 蠶	實 戸 數	春 蠶	夏 秋 蠶	計	價 額
武庫郡	13 ^戸	13 ^戸	20 ^戸	330 ^円	229 ^円	568 ^円	3,313 ^円
川邊郡	3	97	97	45	506	641	2,895
有馬郡	365	529	551	4,004	4,539	8,543	58,866
明石郡	1	245	245	17	645	662	3,700
美囊郡	118	331	335	519	1,633	2,152	13,077
加東郡	143	204	219	2,042	2,313	4,355	28,102
多可郡	900	1,157	1,195	25,544	19,503	45,047	304,719
加西郡	178	422	422	3,564	4,525	8,089	50,446
加古郡	16	89	97	93	297	390	2,179
印南郡	6	47	51	61	203	264	1,487
飾磨郡	422	454	508	8,527	7,310	15,837	106,012
神崎郡	1,291	1,181	1,437	28,673	15,536	44,209	298,635
揖保郡	480	651	654	8,860	12,451	21,311	138,576
赤穂郡	708	827	925	10,512	12,725	23,237	152,296
佐用郡	2,437	2,747	2,724	57,400	66,266	123,666	818,992
宍粟郡	3,532	2,490	3,805	79,182	31,010	110,492	769,840
城崎郡	5,485	5,088	5,955	158,684	59,180	217,864	1,514,458
出石郡	2,484	2,025	2,598	62,210	22,962	85,172	585,034
養父郡	5,807	5,086	6,524	206,121	64,039	270,210	1,887,253
朝來郡	3,013	2,955	3,129	93,129	44,053	137,182	950,876
美方郡	4,373	2,353	4,536	100,673	19,489	120,162	826,764
氷上郡	4,634	4,720	5,185	132,383	88,539	220,922	1,505,026
多紀郡	817	1,402	1,466	14,876	17,223	32,104	204,131
津名郡	123	370	374	852	2,074	2,926	18,159
三原郡	306	472	513	1,502	2,376	3,878	23,873
合 計	37,655	35,963	43,575	1,000,112	499,771	1,499,883	10,268,709

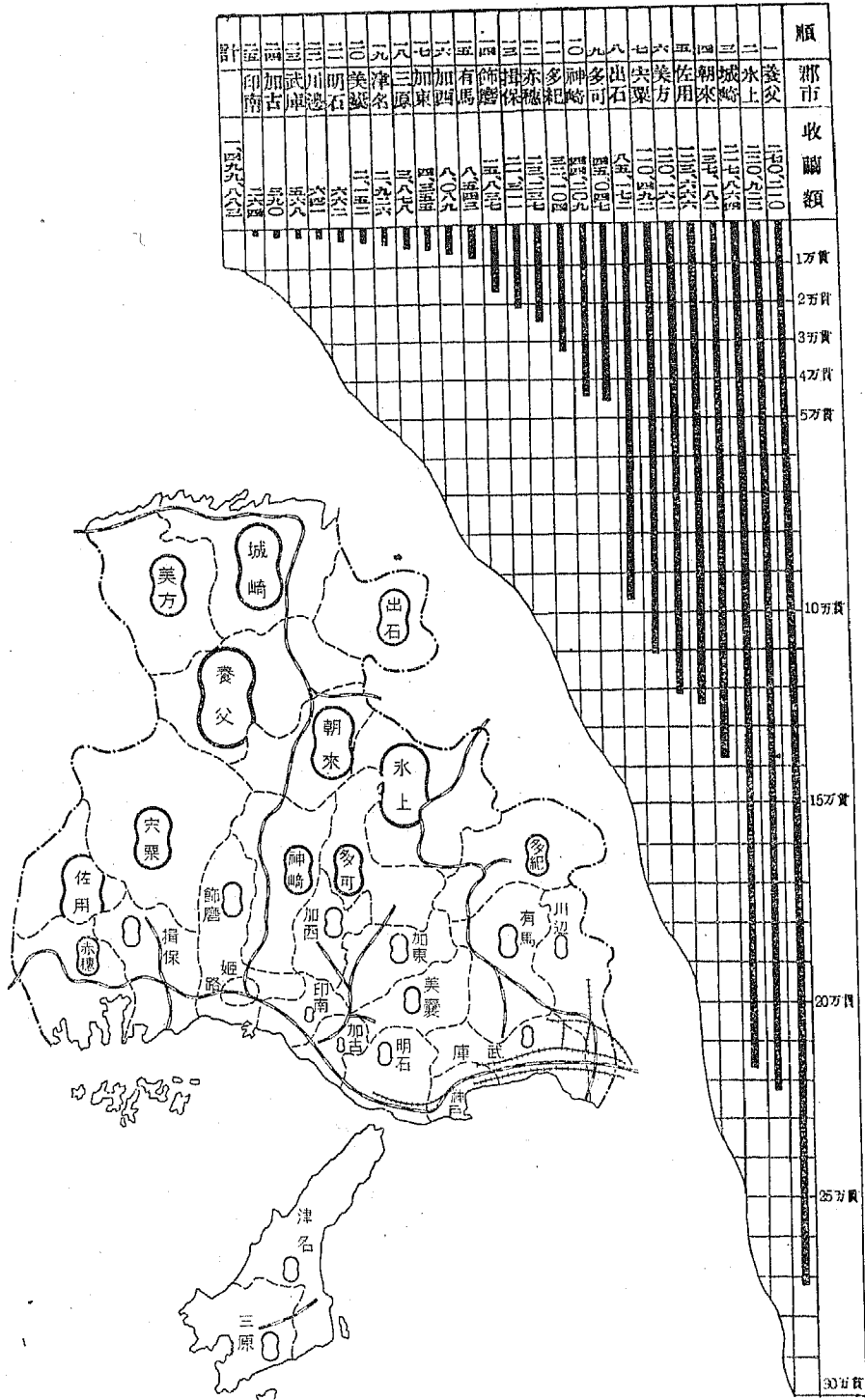
蠶絲業者數 (昭和三年)

郡市	器械生絲 製造場	座繰生絲 製造場	殺乾 繭者	生賣買業者	生仲立業者	器械製絲 釜	生絲生産額 (器、座、玉)	同 價 額
	戸	戸	人	人	人	釜	円	円
武庫郡	—	—	—	—	—	—	—	—
川邊郡	—	—	—	—	—	—	—	—
有馬郡	—	—	—	3	—	—	—	—
明石郡	—	—	—	—	—	—	—	—
美藝郡	—	—	—	—	—	—	—	—
加東郡	—	—	—	—	—	—	—	—
多可郡	—	1	—	18	—	—	9	585
加西郡	—	—	—	—	—	—	—	—
加古郡	—	—	—	—	—	—	—	—
印南郡	—	—	—	—	—	—	—	—
飾磨郡	2	—	—	2	—	1,146	55,160	4,578,270
神崎郡	—	—	—	4	—	—	—	—
揖保郡	—	—	—	1	—	—	—	—
赤穂郡	—	—	—	2	—	—	—	—
佐用郡	—	—	—	2	—	—	—	—
宍粟郡	2	200	—	15	—	375	20,892	1,885,465
城崎郡	4	108	1	3	3	580	40,669	2,635,867
出石郡	1	7	1	10	1	20	720	48,540
養父郡	4	69	—	16	6	1,462	80,390	6,672,663
朝來郡	1	65	—	7	4	619	18,238	1,645,680
美方郡	—	13	—	16	1	—	198	12,511
氷上郡	1	159	—	192	—	285	13,823	1,154,921
多紀郡	2	7	1	37	—	58	1,277	96,403
津名郡	—	—	—	—	—	—	—	—
三原郡	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	17	639	3	328	15	4,545	231,376	18,730,905

前表によつて見るときは、飼育養蠶家戸數に於て、收繭總額に於て、製絲釜數に於て、その他に於て、養父郡が斷然頭角を現はし、氷上郡・城崎郡これに次ぎ、朝來郡・佐用郡・美方郡は更にこれに次いで蠶絲業上の地位が高い。

尙これに地理的觀察を加へて行けば、山地に至るほど養蠶業が旺んであつて、海岸へ近寄るに従つてこれに反することが知られる。殊に瀬戸内海に面する方面に於ては一層この傾向が顯著である。これが理由は、南部が、神戸・明石・姫路等の大都市を控へ、これによつてその近傍に野菜・果樹等の栽培が旺んであるがためである。我國の大都會附近の農業經營を見るに、殆んど法則的に自由式の農業、殊に野菜その他の日用食料品生産の農業が行はれるを一般とし、都會を離れるに従ひ穀草式の農業や衣服材料生産の農業が行はれてゐる。兵庫縣に於ても同様、南部大都市附近の農業は養蠶業よりもその他の日用食料品生産の農業が行はれてゐる。そのため南部大都市附近には養蠶業は餘りに行はれてをらぬ。而してこれら地理的觀察は次圖によつて見れば一目瞭然であるからここではこれが詳細な説明を次圖に委せる。

繭 生 產 狀 況 圖 (昭和三年)



2. 繭取引の史的概観

イ 初期の取引

總て繭の取引は製絲工業と密接な關係に置かれてゐる。製絲工業の幼稚な時代には繭の取引も亦甚だ幼稚であつて、殆んどその見るべきものが存しない。即ち製絲工業が自家用生絲の生産を目的とするところの家内手工業の時代にあつては、未だ繭取引なる經濟形態は存在してゐなかつた。然るに生絲の生産目的が、自家消費を離れて、商品生産を目的とするに及んで、ここに始めて繭取引なる經濟形態が出現した。換言すれば、繭取引の發生は生絲が商品の形を取ると同時であるといつて差支ないであらう。

このことは兵庫縣に於ても亦同様であつた。同縣の中部即ち山地を形成するところの養父郡・朝來郡・氷上郡地方に於ては既に古くより製絲工業が發達し、その初期の形態は手繰製絲であつて、これが生産品たる生絲は、生絲の仲買商人の手を経て、縮緬用絲として丹後地方の機業家へ賣却されてゐたのである。而してこの當時には既に繭の仲買商人による繭取引が發生してゐたといはれてゐる。だが然し當時の仲買人による繭取引が未だ不完全な繭取引形態の域を脱してゐなかつたことは説明するまでもない。

註 當時の繭仲買人の中には十四・五人が一團となつて、大仲買を行つてゐるものがあつたといふ。

ロ 仲買人による繭取引

同じく兵庫縣の繭取引とはいつても、地方によつて差異あるは勿論であるが、先づ同縣に於ける、統制ある繭取引の最初の形態は繭仲買商人による取引であるといつて差支ない。

而して當時の製絲業界を顧るに、時宛も少量の生絲生産を行ふところの手繰製絲が、より進歩したところの、より多量生産を目的としたところの、座繰製絲へと移行しつつあつた時代である。この座繰製絲の出現と共に、製絲業は多量の原料繭を要するに至り、ここに於て繭取引界は漸く多事となり製絲業界なる分野と、繭取引界なる分野との對立が、いよいよ確立されるに至つた。然らばこの對立状態におかれた繭取引は如何なる取引形態であつたかといふに、これがここにいふ繭仲買人による取引であつたのである。而して當時同縣に於ては可成り多くの繭仲買人の發生を見たといはれてゐる。

次にこの種の繭取引方法を見るに、その初期に於ては多くは個々の自由取引が行はれ、少し降つて多數購繭者——繭仲買人——による入札賣買が行はれた。尙當時の金錢支拂ひ方法は現金支拂であつて、信用取引又は延取引といはれるところの取引方法は全く存在してゐなかつた。

ハ 正量取引

兵庫縣に於て一時全盛を極めた繭の仲買商人による取引も所詮は時代の産物であつて、永久にその生命を保持することは出來ず、間もなく没落の運命を辿らなければならなかつた。而してこれが没落の主なる動因は

1. 彼等仲買人自らの流した害毒
2. 取引様式の時代的推移

の二つと見たらよからう。

先づ彼等繭仲買商人自らの流した害毒の主なるものを上げて見れば、買止めと、値下げの二つである。買止めとは繭仲買商人各自が結束して繭の出廻りに購繭を一時中止して、繭價の下落を待ち、養蠶業者を叩いて安價に買取することをいひ、當時可成り頻繁にこの方法による奸策が行はれたといはれてゐる。値下げとは繭仲買商人が、計画的に養蠶業者の所有する繭價を引下げること*をいふのである*。例へば、先づ最初ある繭仲買商人がある養蠶業者と賣買契約を締結し、その締結のしるしとして手付

金を養蠶業者に支拂つて、養蠶業者が他に賣却することを防ぐ。次に腹を組んでゐるところの他の繭仲買商人が故意に同養蠶業者の家を訪問して、前者よりも甚だしい安値を以て買取らうとするのであるが、かかる場合にその養蠶業者は自家の産繭が甚だ高價に賣却されたことを喜ぶのが普通である。ところが手付金を置いて行つたところの繭仲買人は待てど暮せど繭の引取にやつて來ない。最早蛆が発生し、發蛾に近づかんとしてゐるが未だに手付金を置いて行つた主は引取りに來ない。そこで養蠶業者は高價には賣つたが、出蛆發蛾期の迫つてゐることを氣に病む。そこへ前の手付金を置いて行つたところの購繭者が現れ、前に比較すれば甚だしい安價を以て引き取つて行く。これが當時繭仲買人の常に行つたところの常套奸策値下げなのである、兵庫縣に於て嘗てこの事實の行はれたことは、今日と雖も尙中部の養蠶家が、蛇蝎の如くこの種の取引方法を嫌惡してゐることより見るも明かである。

當時兵庫縣に於ける繭の仲買人による取引の弊害は實に甚だしく、それがため、爲政者並びに養蠶業者は常により進歩せる、公正な、他の取引方法の出現を要求して止まなかつた。この緊閉氣中より発生したものが郡是製絲を中心とする繭の正量取引であつた。

ここにいふ正量取引とは、繰絲試験の結果、繭の有する品位によつて取引を行ふ方法であるから、前記繭仲買商人による繭取引とはその取引方法の正しさの點より雲泥の差のあることは改めて説明するまでもあるまい。聞くところによれば、當時の養蠶業者はこの取引を神聖視して、神の出現の如く喜んだといはれてゐる。而しての正量による取引の発生を見たのは大正一・二年の頃である。

＝ 乾 繭 取 引

その出現に當つて神の出現の如く養蠶業者によつて歓迎され、慕はれたところの兵庫縣の正量取引も、その正體は決して神ではなかつた。否、神どころではない。神の假面を冠つた資本主義の傀儡ですらあつた。悪魔ですらあるものが少くなかつた。その名は美しい正量取引ではあるが、その本質に於て欺瞞と搾取の外何もものでもないものが少くなかつた。即ち繭の繰絲試験に於て、繭價の算定に於て、養蠶業者の側に於ては與り知らぬものが多かつた。よし名目上養蠶業者がこれらの決定に参加する場合があつても、養蠶業者は無爲無策である場合が多く。製絲業者によつて常に利用され續けてゐたのである。而してこの正量取引なるものは長い間續いた。

ここに於て意識的にか無意識的にかこの正量取引の弊を矯正する目的、並びにその他の目的を以て最近乾繭取引なる方法が採用されるに至り、長い間同縣の繭取引界に支配的地位を占めてゐたところの正量取引に取つて代らん勢を示してゐる。而してこれが機關は東部及び北部乾繭販賣利用組合であつて、二つとも昭和三年の創立にかかる。

ホ 結 語

以上を以て兵庫縣に於ける繭取引の史的概觀を終つた。これを要するに兵庫縣の繭取引は、先づ初期の不完全な取引を以て初まり、仲買人による繭取引・正量取引を経て乾繭取引へと及んでゐる。

而して兵庫縣の繭取引には、一般繭取引の史的展開中に見られる如き繭市場取引は行はれてをらぬ。即ち兵庫縣に於ては隣の京都府に於けると同様繭市場取引を未經験のままに終つてゐる。この點は我國の一般繭取引とは甚だしい異色のある點であつて特筆を要する。

尙同縣では組合製絲取引が行はれてをらぬ。この點も亦併せて特記する必要があらう。

3. 繭取引の現状

以上を以て如何にして兵庫縣の繭取引が展開したかの概略を語つた。次に同縣の繭取引の現状について説明する。兵庫縣に於ても他の府縣に於けると同様、多種多様な繭取引方法が存在するか、同縣に於ては特約取引が最も多く、その他の取引方法は何れも甚だしく影が薄い。この點よりすれば同縣の

繭取引は他の府縣の繭取引に比較して、先づ大略特約取引によつて統制されてゐると見てよからう。

イ 現金取引

現金取引の代表的な繭取引機關は何といつても繭市場である。繭市場に於ては原則として現金取引を行ふ。而してその使命は現金以外の取引方法を廢して、現金取引へ導かんとするのが我國繭取引界の一般的傾向である。

然るに兵庫縣に於てはこの代表的な現金取引機關たる繭市場が存在してゐない。従つて繭市場に於ける現金取引は全く問題とならない。然らば全然現金取引が行はれてをらぬかといふにさうではない。現今極く少量ではあるが、この種の現金取引が行はれてゐる。昭和三年度の兵庫縣に於ける現金取引は次の如き數字を示してゐる。

	數 量	全産繭に對する割合	全 産 繭
春 蠶	129,691 ^貫	13 [%]	1,000,112 ^貫
夏 秋 蠶	96,136	19	499,771
計	225,828	15	1,499,883

次に兵庫縣に於ける現金取引を分ければいろいろあるが、便宜上次の如く分類して見る。

1 入札方法による分類

- (1) 見本入札による現金取引
- (2) 總荷入札による現金取引

2 取引機關による分類

- (1) 養蠶組合による現金取引
- (2) 郡同業組合が販賣斡旋する現金取引
- (3) 製絲業者の行ふ現金取引即ち坪買
- (4) 繭仲買業者による現金取引

以上各種の現金取引に依る取引繭數料は何れも甚だ少量であることは改めて説明するまでもない。

ロ 正量取引

正量取引とは繰絲試験の結果、繭の有する實質上の價値を基本として、これに應じて繭價を決定するところの取引であることは前述の通りである。即ち正量取引は繭の價値決定を繰絲の結果によつてするのであつて、絲量の多少と、解舒の良否とがこの種の取引方法の根本となる。絲量の多い繭、解舒の良好な繭が繭としての價値大なることは説明するまでもない。

正量取引が繰絲試験の後で行はれる結果、繭代金の支拂は繰絲試験終了後に於て行はれるを一般とする。そこで繭代金の支拂は長びく。ここに於て假渡金なる支拂制度の行はれるを一般とし、養蠶業者が、その産繭を製絲業者に手渡すと同時に、その當時の平均繭價の約八割が製絲業者の手より養蠶業者の手へ渡される。

兵庫縣に於てはこの種の取引方法が大部分を占め、昭和三年度に於ては全産繭の約七割が、この種の取引によつて行はれてゐるが、このことは次表によつて一層明かであらう。

正 量 取 引

	數 量	全産繭に對する割合	全 産 繭
春 蠶	719,836 ^貫	72 [%]	1,000,112 ^貫
夏 秋 蠶	282,400	57	499,771
計	1,002,236	67	1,499,883

而して同縣に於ても亦繭代金の支拂は假渡金制を採つてゐる。ここに特記したい點は正量取引を行ふ場合の養蠶業者の立場である。この場合の養蠶業者中には個人が製絲業者と正量取引を行ふ場合もないではないが、その多くは組合——特約組合が多い——の形式によつて製絲業者と正量取引を行ふ。この組合による場合には先づ養蠶業者の個人の産繭を感覺鑑定——肉眼鑑定——によつて等級付けをなし、代金分配の際にはこの等級によつて支拂を受けるのである。この際の等級は全産繭を、少ないものは五等級位迄、多いものは十三等級位までに分けるといはれてゐる。

ハ 後 値 取 引

ここに後値取引とは特約取引の一種であつて、繭の取引が行はれると同時に繭代金が支拂はれることとなし、後日に至つて繭代金の支拂はれる取引をいふのである。この取引は信用による取引であるから信用取引ともいはれてゐる。

現今兵庫縣に於てはこの種の取引方法による繭取引數量は全産繭の約二割に及んでゐる。昭和三年度の後値取引の狀況を表示すれば次の如くである。

	數 量	全産繭に対する割合	全 産 繭
春 蠶	150,585 ^貫	15 [%]	1,000,112 ^貫
夏 秋 蠶		24	499,771
計		18	1,499,883

而して同縣に於けるこの種の取引による繭價の決定は次の二方法によつて行はれてゐる。その一つは繭取引當時の、その地方の繭相場を基礎として繭價を決定する場合であつて、他の一つは正量取引に對して何圓高とする場合である。

而してこれらの後値取引は養蠶業者と製絲業者との間に直接行はれるを普通とし、その他の中間的繭取引機關と養蠶業者との間に行はれる場合は甚だ稀れである。

ニ 特 約 取 引

我國の繭取引界に於ける近代的怪物、それは特約取引の外の何物でもない。この特約取引とは製絲業者と養蠶業者とが豫め繭取引上の一定の契約^(RE)を結び、養蠶業者が繭産出の上は契約を結んだ製絲業者へ繭を提出し、これを一般繭取引市場へは提出せぬ取引である。

兵庫縣に於てはこの種の特約取引が甚だ多く、正量取引とか、後値取引とかいはれるものは皆この種の取引中へ包含される。而してこの特約取引によつて取引される繭の數量は兵庫縣全産繭の九割にも及んでゐる。兵庫縣に於ては如何にこの種の取引方法が旺んであることよ。而して人のいふ如く、若しこの種の取引方法に於て巧妙なる搾取が行はれてゐるとすれば、同縣に於ては如何に多くの養蠶業者が巧妙なる搾取の犠牲となつてゐることだらう。

註 現今製絲業者が、養蠶業者に對して、産繭全部を提出させるといふ契約の下に、養蠶資金の貸付けをするとか、蠶種の配布をするとか、養蠶教師の派遣をするとかの方法を採つてゐるものが少くない。

ホ 乾 繭 取 引

現今繭の取引界をあげて問題の中心は何といつても特約取引ではあるが、兵庫縣に於ては既に特約取引の時代は去つて、乾繭取引の時代が勃興しかけてゐる。即ち兵庫縣に於ける最近の中心的繭取引問題は何といつても乾繭取引であらう。又それだけ現今同縣に於ける爲政者及び養蠶業者の間に於て、常にこの問題に關する論議が喧ましい。だから少し冗長に亘るが、敢てこの問題につき少し詳細に論じようと思ふ。

(イ) 乾繭取引の發生

乾繭取引が近來兵庫縣の繭取引界に出現した理由は既に史的概觀のところでも述べておいたからここではこれが説明を省く。だが然し、上述の理由の外にもう一つの他の理由があるから附け加へておく。生繭の現金販賣の行はれる地方には、兎角現金取引による弊害が存するからこれを除去する必要がある。例へば現金取引と切つても切れぬくされ縁につながれてゐるところの繭仲買商人の流す害毒を除去する必要のあるが如きはこれである。

(ロ) 乾繭組合

兵庫縣に於ては上述の如き乾繭取引の目的を以て、昭和三年二つの乾繭組合が出現した。その一つを有限責任兵庫縣東部乾繭販賣利用組合^{註一}とし、氷上郡一圓及び多可郡中町・松井庄村・杉原谷村・野間谷村・日野村・黒田庄村・多紀郡北河内村・大山村・味間村・古市村・畑村・草山村をその組合區域としてゐる。他の一つを有限責任兵庫縣北部乾繭販賣利用組合^{註二}とし、城崎郡一圓及び養父郡伊佐村・宿南村をその範圍としてゐる。而してこれが設備充實のためには國庫より乾繭倉庫設置補助費として昭和四年に九千五百圓を與へられ、尙縣よりは設備費の二割を給されてゐる。

上記二組合の昭和四年度の事業成績を見れば次の如くである。

東部乾繭販賣利用組合	寄託繭數量	86,815π
北部乾繭販賣利用組合	寄託繭數量	64,787

次に乾繭販賣の方法は一定してをらぬ。即ち養蠶家自身が乾繭を勝手に、適當な時期に賣却する方法もあれば、組合所屬の乾繭倉庫の斡旋によつて賣却する方法もある。

この乾繭組合は上述の如くして成立し、上述の如く動いてゐるが、尙同組合をして將來への成長を冀ふためには、當然組合の繁榮策を講じなければならない。現にこれら二組合は出荷獎勵金を交附して、これが繁榮策を講じてゐる。その方法は繭一貫匁の提出に對して、平均八錢の出荷獎勵金を與ふ。而してこの出荷に對しては距離の遠近によつて次の如く獎勵金の割合を定めてゐる。

2里未満6錢	2—4里7錢	4—9里8錢
6—8里9錢	鐵道15哩以上12錢	

而して昭和四年度に兩組合の支拂つた獎勵金總額は一万二千八百圓である。この出荷獎勵金は繭の提出と同時に乾繭組合が出荷者に支給するのが原則であるが、實際には事務上の都合その他によつて長びくため、出荷組合がたてかへて出荷者へ支拂ひ、後、出荷組合と乾繭組合との間に清算が行はれる。

然らば乾繭組合の出現が繭取引界に及ぼした影響如何。聞くところによれば、乾繭組合の出現と共に、同地方に行はれてゐるところの特約組合の繭取引の價額、並びにその他の繭取引の價額は事實上多少吊上げられたといはれてゐる。尙最後に同乾繭組合の使命とする點を窺つておくことは後學のためになるかも知れぬから書き加へることとする。教へられるところによれば現今兵庫縣の繭取引界にその取引全數量の九割も占めてゐるところの特約取引即ち正量取引なるものの中には蠶種を強制したり、檢定の真相を發表せぬ等の奸手段を採るものが往々にしてあるといふ。ここに於て乾繭組合は養蠶業者が搾取されることを防ぐ目的を以て標準繭相場を樹立せんことを使命としてゐるといはれてゐる。

註一 東部乾繭組合の内容を知るに便なるため定款現狀等を左に記す。

A 有限責任東部乾繭販賣利用組合定款

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ目的トス

一 組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セシテ之ヲ販賣スルコト

二 組合員ヲシテ産業ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

三 農業倉庫業法ニ依リ農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト

第二條 本組合ハ有限責任兵庫縣東部乾繭販賣利用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ兵庫縣水上郡一圓及多可郡中町松井庄村杉原谷村野間谷村日野村黒田庄村多紀郡北河田村大山村味間村古市村畑村草山村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ兵庫縣水上郡柏原町柏原壹百拾六番地壹百拾七番地ニ置ク

第六條 組合員ハ本組合ノ區域内ニ住居シ且ツ獨立ノ生計ヲ營ム蠶絲業者ニ限ル

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル産業組合ニ加入スルコトヲ得ス

但シ理事ノ承諾ヲ經タルトキハ此限りニ在ラス

第八條 組合原簿ニ記載シタル事項ノ變更届ハ毎年十二月三十一日迄ニ取纏メテ其ノ他二週間以内ニ之ヲ爲ス

第九條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且ツ神戸新聞又ハ神戸又新日報ニ掲載シテ之ヲナス

第十條 本組合ノ財産ニ對スル組合員ノ持分ハ其拂込出資額ニ應スルモノトス

建物乾燥装置減價償却金ニ對シテハ本組合解散當時ノ組合員ニ限り持分ヲ有シ權利ハ平等トス

(中略)

第四十四條 本組合ニ於テ販賣スルモノ左ノ如シ

一 乾繭

二 穀物

三 其他總代會ノ決議ヲ經タル物

第四十五條 本組合ニ於テ爲ス加工左ノ如シ

一 乾繭殺蛹

第四十九條 組合員ハ其ノ販賣セントスルモノニ付代價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第五十條 組合員カ組合ニ生産物ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ其代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得 但シ其額ハ時價ノ十分ノ七以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十一條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ販賣代金ハ總代會ニ於テ定メタル販賣手数料ヲ差引キ之ヲ分配スルモノトス

第五十二條 受託物中組合ニ於テ殺蛹、乾繭、調製、包装其ノ他特殊ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徴シ代金分配ノトキ之ヲ差引クモノトス

前項ノ手数料ハ總代會ノ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム

第五十五條 本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ

一 乾繭機及其ノ附屬設備

第五十六條 組合員前條ノ設備ヲ利用セントスルトキハ設備ノ名稱、所在地及數量、利用ノ期間ニ就キ申込ムコトヲ要ス

理事前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ申込人ノ利用必要ノ程度ヲ考査シ利用セシムヘキ條件及方法ヲ定メ之ヲ申込人ニ通知スルモノトス

第五十七條 設備利用ノ申込多數ノ場合ニ於ケル利用ノ順位ハ理事之ヲ定ム

第五十八條 設備ヲ利用セシムル場合ニ於テ理事必要ト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルモノトス

第五十九條 組合員ハ設備ノ利用ニ對シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス利用料ハ毎年總代會ニ於テ決議シタル範圍ニ於テ理事之ヲ定ム 利用中設備ヲ損傷シ又ハ之ヲ喪失シタルトキハ理事ノ定ムル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第六十條 前條ノ利用料ハ利用終了後直チニ辨償金ハ理事カ辨償ノ請求ヲ爲シタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ支拂フ

コトヲ要ス

前條ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付支拂フヘキ金額ノ千分ノ一ニ當ルヘキ過意金ヲ徴收ス

第六十一條 組合員ハ理事ノ承認ヲ經ルニ非サレハ組合外ニ於テ乾繭スルコトヲ得ス

第六十二條 理事ハ設置利用ノ實況ヲ調査シ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ利用ヲ中止セシムルコトヲ得

第六十三條 第一條第三號ノ業務ハ別ニ定ムル所ノ農業倉庫業務規定ニ依リ之ヲ行フ前項ノ規定ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

B 有限責任東部乾繭販賣利用組合の現状

- 一 組合事務所所在地 兵庫縣氷上郡柏原町柏原一〇六六番地
- 二 設立認可年月 昭和三年四月十八日
- 三 設立登記年月日 昭和三年七月二十八日
- 四 組合組織 氷上郡一圓及多紀郡六ヶ村多可郡六ヶ町村
- 五 組合員數 四千三百九十七人
- 六 出資口數 六千七百三十口
- 七 出資金 十三萬四千六百圓

C 区域内産繭統計 (昭和三年)

町 村 名	春			秋		
	養蠶家戸數	蠶種掃立枚數	總 收 繭 額	養蠶家戸數	蠶種掃立枚數	總 收 繭 額
柏 原	109	232	2,101	135	478	2,174
成 松	49	204	1,180	50	160	801
佐 治	83	213	1,885	102	213	1,447
黒 井	105	312	2,055	119	349	2,303
上 久 下	41	91	644	10	19	107
久 下	70	162	1,542	92	216	1,370
小 川	89	332	2,215	83	274	1,666
和 田	502	2,201	20,070	489	2,185	10,573
沼 貫	227	697	6,287	191	467	3,020
葛 野	319	957	9,019	319	950	6,537
幸 世	346	877	8,493	298	816	4,839
芦 田	215	1,239	8,850	213	639	3,711
神 樂	337	1,380	11,283	359	492	2,728
遠 板	258	1,037	8,382	240	573	3,542
竹 田	278	865	8,374	293	1,277	6,831
前 山	232	1,003	7,030	237	959	6,931
吉 見	140	410	4,120	139	574	3,827
鴨 庄	155	491	3,788	169	637	3,727
美 和	191	451	3,990	204	797	4,491
春 日 部	171	487	4,338	184	678	4,209
大 路	243	1,061	6,813	303	848	4,563
國 領	157	529	3,633	162	572	2,838
船 城	126	328	2,941	133	456	3,091
生 郷	53	125	1,178	61	69	896
新 井	105	238	2,166	107	419	2,281
氷上小計	4,634	15,952	132,383	4,720	15,149	88,539

加草	15	28	170	53	59	301
山	108	362	2,603	143	359	2,027
大山	158	401	3,315	200	630	3,819
味間	161	394	3,785	199	602	3,499
北河内	90	173	1,420	107	181	1,110
古市	96	189	1,653	167	196	1,347
多紀小計	628	1,547	12,946	871	2,030	12,163
中	85	300	2,444	116	538	2,636
松井庄	146	511	3,849	159	483	2,839
杉原谷	297	999	9,139	302	958	5,229
野間谷	69	216	1,844	104	462	2,245
日野	47	155	1,440	53	252	1,211
黒田庄	225	658	6,181	372	777	4,576
多可小計	869	2,837	24,901	1,106	3,473	18,736
總計	6,131	20,338	170,230	6,697	20,652	119,378

註二 北部乾繭販賣利用組合の内容は次の如くである。

A 定款は東部乾繭販賣利用組合と略と同様である。

B 北部乾繭販賣利用組合の現状

一 組合事務所所在地 兵庫縣城崎郡日高町宵田字野巻一七〇ノ一

二 設立許可年月日 昭和三年四月十八日

三 設立登記年月日 昭和三年八月十八日

四 組合區域 城崎郡一圓及養父郡伊佐村宿南村

五 組合員數 三千九人

六 出資口數 五千三十七口

七 出資金 三萬三百七十圓

八 農業倉庫業認可年月日 昭和三年九月十日

九 設備 建物、乾燥裝置

二 手数料

	組 合 員	組 合 員 外
乾繭料(生繭十貫匁に付)	生繭寄託	3,000
	殺蛾繭寄託	2,000
	半乾繭寄託	1,600
選繭料(生繭一石に付)	100	150
保管料(乾繭一石一日に付)	混合保管	008
	特定保管	012
入庫手数料(生繭一石に付)	060	060
設備利用料(對生繭十貫)		

種 別	生 繭 寄 託	殺 蛾 繭 寄 託	半 乾 繭 寄 託	七 分 乾 繭 寄 託
殺 蛹	1,200	—	—	—
半 乾 燥	1,500	1,200	—	—
七 分 乾 燥	2,000	1,500	1,200	—
本 乾 繭	2,500	2,000	1,500	1,200

但し玉繭は二割増とす。

C 北部組合区域内養蠶統計 (昭和三年)

町村名	春			秋		
	養蠶家戸數	蠶種掃立枚數	收繭額	養蠶家戸數	蠶種掃立枚數	收繭額
豊岡町	3	9	99	3	9	41
八條村	130	480	4,383	114	367	2,009
新田村	193	646	5,506	181	401	2,143
三江村	73	246	2,395	89	132	861
田鶴野村	83	193	1,633	86	228	1,021
五莊村	127	370	2,833	172	315	2,204
奈佐村	284	553	5,468	253	549	3,032
内川村	164	356	3,070	174	382	2,219
城崎町	23	45	383	24	41	248
港村	223	519	5,725	248	783	5,775
奥竹野村	182	412	4,355	114	141	814
中竹野村	179	337	3,561	190	230	2,024
竹野村	229	392	3,896	313	501	2,718
奥佐津村	232	505	5,611	179	213	2,144
口佐津村	135	313	3,193	141	232	1,564
香住村	226	649	6,074	240	603	3,301
長井村	214	579	6,153	201	478	2,988
餘部村	97	149	1,550	87	122	581
中筋村	237	1,218	10,338	260	403	2,119
國府村	335	1,395	11,636	312	692	3,384
八代村	226	704	6,529	205	650	4,100
日高町	447	1,575	13,158	452	886	5,393
三方村	695	2,673	23,975	678	865	4,740
西氣村	196	793	6,729	35	28	161
清瀧村	356	1,750	16,171	252	466	2,872
三椒村	147	410	4,260	85	119	721
城崎小計	5,485	17,331	158,684	5,088	9,986	59,180
伊佐村	353	1,514	13,235	320	735	3,907
宿南村	301	1,331	11,436	272	732	3,545
養父小計	654	2,845	24,701	592	1,467	7,452
總計	6,089	20,226	183,385	5,680	11,452	66,631

へ 結 語

上述せる如く兵庫縣の繭取引は種々あるも、現今最も旺んに行はれてゐるものは特約取引であつて、しかもこの取引方法は自ら有する缺點のために没落の曙光を投げつつある。而して乾繭取引なるものが新興勢力を以て勃興しかけてゐる。

4. 繭の檢定

過去の、取引上公然たる搾取の行はれてゐた暗黒時代はいざ知らず。苟も科學の世界を要求して止まぬ現代にあつては、取引上の正義を要求することは當然である。現今の繭取引界に於てもこの種の取引上の正義を要求する念が愈その深さを加へるに至り、ここに繭檢定なることが叫ばれるに至つた。

繭の檢定とは生絲生産を基調としたところの繭の價值決定をいふのである。繭の眞實の價值が決定

され、この眞實の價値によつて繭が取引されるときは、ここに始めて公正な繭取引が出現するのである。即ち繭の検定は繭取引の革新のためには必要缺くべからざる重要手段である。

現今各府縣に於てはこの種の繭検定が漸く行はれ、繭検定所の設置さへもされるに至つた。兵庫縣に於ても近年繭検定の必要が叫ばれるに至り、昭和四年六月二十八日繭検定規程を公布するに至つた。而して現今これに要する製絲釜數は十釜存し、事實は五釜を使用してゐる。繭検定所の所在地は城崎郡日高町であるが、このことは北部には有利であるが、東部には不利であるといふ理由の下に目下氷上郡柏原町にも繭検定所の設置が計畫されてゐる。

次に繭検定に要するサンプルであるがこれは出荷組合に於て採取するを普通とする。昭和四年度に行つた繭検定の状態を示せば次の如くである。

春蠶繭	82口(總荷)	60,136 ^口
晩秋蠶繭	75口(總荷)	27,484

上述の状態より見れば、兵庫縣の繭検定が現今全く試験時代であることが知られる。より一層繭検定を大衆化させるためには、甚だ多くの繭検定設備を要することは改めて説明するまでもない。

註一 兵庫縣告示第四百二號

兵庫縣繭検定規程下ノ通定ム

昭和四年六月二十八日 兵庫縣知事 長 延連

兵庫縣繭検定規程

第一條 繭取引ノ公正圓滑ヲ期シ併テ乾繭取引ノ獎勵ニ資スル爲本規程ニ依リ繭ノ検定ヲ行フ

第二條 前條ノ検定ハ養蠶業者ヲ以テ組織スル團體又ハ養蠶業者ノ繭ニ付申請ニ依リ之ヲ行フ但シ當分ノ内左ノ順位ニ依リ之ヲ受理ス

一 大正十四年四月農林省令第五號共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則ニ依リ助成金ノ交附ヲ受ケタル團體ニ共同寄託又ハ委託ヲ爲セル繭ニ付其ノ團體ノ申請ニ依ルモノトス

二 前號團體以外ノ申請ニ依ルモノ但シ前號ノ検定ニ支障ナキ場合ニ限ル

第五條 検定ハ左ノ事項ニ付別記方法ニ依リ之ヲ行フ

- 一 撰除繭歩合
- 二 生絲量
- 三 練絲時間

5. 兵庫縣の繭取引と一般繭取引との比較

我國の繭取引は地方色が甚だ濃厚であつて、その取引方法を地方別に觀察すれば實に多種多様である。而して兵庫縣に於てもこのことは當然當て嵌り、同縣の繭取引は我國の一般繭取引に比較して甚だ異色がある。今ここにこれら異色の主なるものにつき記せば次の如くである。

- 1 特約取引・正量取引・信用取引が旺んである。
- 2 組合製絲取引は皆無である。
- 3 繭市場取引も亦皆無である。

上來述べ來つたところによつて明かである如く、兵庫縣に於ては古くより正量取引・特約取引・信用取引が甚だ旺んであつて、斷然その取引繭數量に於てずぬけてゐる。

次に同縣に於ては全く組合製絲工場が存在しない。そのため組合製絲取引はこれ又皆無である。而して組合製絲取引の存在せぬ理由にはいろいろあるであらうが、これが理由と思はれる代表的なもの二・三を下に記して見よう。

- 1 産繭の殆んど大部分が營業製絲家と養蠶業者との間で所謂特約取引によつて處理せられて了ふ

こと。

- 2 郡是製絲・小口組製絲・片倉製絲の如き大製絲工場が附近に存在するため、繭の販賣に便なること。
- 3 同縣の産出繭のみを製絲原料として使用するときは、年年約八十万貫の不足を生ずるほどであるから、需給關係上生繭のまま販賣した方が有利であること。

更に進んで繭取引市場の皆無は、兵庫縣の繭取引が一般繭取引に對して甚だしい異彩である。一般に多くの地方に於ては繭仲買人による取引の次にこの取引方法の出現を見、然る後に特約取引といふ順であるが、兵庫縣に於てはこの繭市場取引が全く經驗されずに終つてゐるといふ有様である。而して同縣に繭市場取引の行はれぬ大きな原因は現金取引の行はれてをらぬことと特約・正量・後値等の取引の盛んに行はれてゐるためである。

これを要するに兵庫縣の繭取引が、一般繭取引に比較して甚だしい異色のある點は以上三つである。

6. 結 論

以上を以て兵庫縣の繭取引の史的觀察並びに現状、一般繭取引との比較等についての説明を終つた。これによつて見るときは如何に兵庫縣の繭取引が一般繭取引に對して異色のあるかが知られる。

これを要するに兵庫縣の繭取引は正量取引とか、特約取引とかの如き似而非取引的氣分の多いものより、漸次公正取引たる乾繭取引へと向つてゐるのである。而して一般繭取引界が、特約取引を目標けて突進せんとする現状に於て、兵庫縣の繭取引が既に特約取引より脱して、乾繭取引へと移らんとしてゐることは、同縣の繭取引が繭取引界の先驅を承るものであるといふことが出來よう。

だが然し、問題は現今の繭取引を如何にして指導して行けばよいかの點にある。同縣の爲政者もこの點には少なからぬ苦心をしてをられる様子であるが、明敏なる判斷によつて最上の政策を樹立して行かれんことを祈つて止まない。(了)

(昭和五年三月三十一日受理)